

(事務局職員)

第1条 定款第34条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 必要に応じて若干名
- (3) 支所長及びセンター長 必要に応じて若干名
- (4) 係長 必要に応じて若干名
- (5) 福祉活動専門員及び専任職員 若干名

2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる。

(職務)

第2条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代行する。

3 支所長及びセンター長は、事務局長の命を受けて支所もしくはセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

4 係長は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。

5 福祉活動専門員、専任職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。

(センター)

第3条 事務局は神栖本所、波崎支所とし以下のセンターを置く。

2 神栖本所には、本所地域福祉推進センター、在宅福祉サービスセンターを置く。

3 波崎支所には、支所地域福祉推進センターを置く。

(分掌事務)

第4条 センターは、次の事務を掌る。

1 本所地域福祉推進センターは、次の事務を掌る。

- (1) 役員会及び評議員会に関すること。
- (2) 会員の入退会に関すること。
- (3) 定款及び諸規程に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 人事及び福利厚生に関すること。
- (6) 給与及び旅費等に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (8) 予算の編成及び経理並びに決算に関すること。
- (9) 物品の調達、管理及び処分に関すること。
- (10) 資産の管理及び処分に関すること。
- (11) 社会福祉事業の調査及び研究に関すること。
- (12) 社会福祉事業の総合的企画に関すること。
- (13) 社会福祉事業の普及広報に関すること。
- (14) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関すること。
- (15) 児童、母子、高齢者、障害者、低所得者等の福祉に関すること。

- (16) ボランティア活動センターの運営に関する事。
  - (17) 生活福祉資金貸付に関する事。
  - (18) 福祉総合相談事業に関する事。
  - (19) 受託事業に関する事。
  - (20) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。
- 2 本所在宅福祉サービスセンターは、次の事務を掌る。
- (1) 居宅介護支援事業に関する事。
  - (2) デイサービス事業に関する事。
  - (3) 訪問介護事業に関する事。
  - (4) 福祉作業所事業に関する事。
  - (5) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。
- 3 支所地域福祉推進センターは、次の事務を掌る。
- (1) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。
  - (2) 社会福祉事業の総合的企画に関する事。
  - (3) 社会福祉事業の普及広報に関する事。
  - (4) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関する事。
  - (5) ボランティアセンターの運営に関する事。
  - (6) 生活福祉資金貸付に関する事。
  - (7) 福祉総合相談事業に関する事。
  - (8) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から適用する。(改訂第1号)
- 3 この規程は、平成8年5月20日から適用する。(改訂第10号)
- 4 この規程は、平成12年4月1日から適用する。(改訂第23号)
- 5 この規程は、平成17年4月1日から適用する。(改訂第33号)
- 6 この規程は、平成17年8月1日から適用する。(改訂第37号)
- 7 この規程は、平成19年4月1日から適用する。(改訂第63号)
- 8 この規程は、平成23年9月1日から適用する。(改訂第89号)
- 9 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(改訂第119号)